

市長所信表明（令和４年３月）

おはようございます。

本日、令和４年３月吉野川市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、ご出席を賜りありがとうございます。

定例会に臨みまして、当面する諸課題への取り組み状況と今後の市政運営に対します所信の一端を申し上げますとともに、提出議案のご説明をさせていただき、議員各位をはじめ市民の皆様方のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症の感染状況についてでございますが、オミクロン株の猛威により、全国的に感染状況が増加傾向にある中、「まん延防止等重点措置」は、一時は３６都道府県まで拡大し、現在においても、隣県の香川県・高知県を含む３１都道府県において継続中となっており、全国的に感染拡大に歯止めがかからない危機的な状況となっております。

徳島県におきましても、１月中旬より、感染者数は増加傾向にあり、２月２３日には過去最多の４０２人の感染が確認されたところでございます。

本市においても、２月１０日に過去最大の３６人の感染者が確認されるなど、１月下旬頃から、感染者は毎日確認される状況が続いております。

依然として猛威が続く中、市民の皆様におかれましては、引き続き警戒レベルを緩めることなく、「人との身体的距離の確保」「マスクの着用」「手洗い・うがいの徹底」など、お一人お一人ができるこれまで通りの対策の心がけをお願いいたします。

また、ワクチン接種後におきましても、基本的な感染症予防対策を継続して実践していただけますよう、お願いを申し上げます。

新型コロナウイルスは、どんなに気をつけていても、誰もが感染してしまう可能性がございます。市民の皆様には、不確かな情報に惑わされることなく、感染者を特定する行為や誹謗中傷などは厳に慎んでいただきますよう合わせてお願い申し上げます。

また、本市職員の感染状況についてでございますが、1月から2月にかけて3名の新型コロナウイルスへの感染が確認されました。

その都度、速やかに関係部署の消毒作業を行うなど、感染拡大防止対策に努めるとともに、職員間の応援体制により、これまで業務を継続してまいりました。

今後とも一層の感染防止に努め、職員に対しましても、これまで以上に危機感を持って業務に取り組むよう、注意喚起に努めてまいります。

それでは、新型コロナウイルス感染症への対応について、何点か申し上げます。

まず1点目として、「新型コロナウイルスワクチン接種・3回目の状況」について申し上げます。

本市では、2月25日時点で約9,700人の市民の方々が3回目接種を終えており、希望される方が迅速かつ安全に接種できるよう、全力で取り組んでいるところでございます。

また、国が示している方針のもと、2回目接種から6か月後に接種できる体制を随時構築しています。

そうしたなか、現在、使用できるワクチンのうちファイザー社ワクチンの割合は、前回よりかなり少なくなっておりますが、先般、公表されました厚生労働省研究班のデータによると、3回ともファイザー社ワクチンを接種された方よりも、3回目だけモデルナ社ワクチンを接種された方のほうが、抗体価の上昇が大きくなるとの報告もなされております。

市民の皆様におかれましては、感染予防効果や重症化予防効果を高めるためにも、ワクチンの種類にこだわることなく、できる限り早い機会に接種を受けて頂けるよう、切にお願い申し上げます。

また、5歳から11歳までを対象とした子どもへのファイザー社ワクチン接種については、3月7日より開始される運びとなり、県コールセンターで予約を受付けております。

今後におきましても、これまでに引き続き、市民の皆様の命と健康を守り、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図っていけるように努力していくとともに、ワクチン接種事業に全力で取り組んでまいります。

次に、2点目として、「プレミアム商品券事業」について申し上げます。

現在、新型コロナウイルス感染症の拡大による外出控えやイベント等の中止・延期などにより、売上減少といった経営に深刻な影響を受けている店舗・事業者が市内にも数多くございます。

これまでも、国・県や本市独自の施策により各種支援を実施して、まいりましたが、新たな変異株の度重なる感染拡大の影響により、経営は長期的に落ち込んでおります。

昨年実施いたしました「プレミアム商品券事業」の店舗アンケートでは、今後も商品券事業をやってほしいとのご意見が多く寄せられたこともあり、臨時交付金を活用して第2弾の商品券事業を実施することといたしました。

事業の概要といたしましては、第1弾と同様、事業の実施主体として、吉野川商工会議所、吉野川市商工会とともに実行委員会を組織し、プレミアム率が100パーセントの商品券を、第1弾の時よりも5千万円増額し、総額3億5千万円分発行し、市内の取扱店舗で使用していただくことで、市民の皆様の消費喚起と、地域経済の活性化を図って参りたいと考えております。

それでは、最近の市政の動きについて、少し申し上げます。

まず、「令和3年度3月補正予算及び令和4年度当初予算編成後における本市の財政見通し」について申し上げます。

まず、令和3年度3月補正予算案についてでございます。

3月補正予算案には、減債基金積立金5億円、繰上償還金約4億円、環境施設整備基金積立金約2.2億円を計上いたしました。

これまでの本市の取り組みに加え、国の地方財政対策の拡充等に伴い、本年度当初予算で計上した財政調整基金からの繰り入れの必要がなくなったことから、9月補正で全額減額補正いたしております。

これに加え、年末に普通交付税約3億円が追加交付されたこと等によりまして、減債基金につきましても、当初予算で不足する財源を補填するために繰り入れた同額の5億円を積立金として、3月補正で計上し、前年度末までの水準に積み戻すことといたしました。

更に、この改善状況を未来に確実につなぐために、令和2年度決算剰余金を活用した借入金の繰上償還の実施に踏み切ることとし、将来の負担軽減を図ると共に、基金の積立により「新ごみ処理施設整備事業」への確実な備えといたします。

これらにより、また一つ「財政危機“突破”への道筋を進めることができたもの」と、考えるところでございます。

次に、令和4年度当初予算案についてでございます。

令和5年度から本格化する「新ごみ処理施設整備事業」は、施設整備・運営を合わせた債務負担額は112億3千万円、合併後最大規模の事業となります。

本年度は、歳入を中心に明るい兆しが見え始めたとはいえ、未だ改革半ばの本市にとり、この最大規模の事業に備えなしでは臨めません。

令和4年度当初予算は、限られた財源を有効活用し、より実効性の高い予算とするために、これまで以上に知恵を絞り「力を蓄え未来へとつなぐ」ことを最優先課題とし編成いたしました。

本市の現在の財政危機状況と、目前に迫る大型事業に対応するため、令和4年度一般会計当初予算の総額は190億6,900万円、対前年度比で2億9,230万円（1.5%）の減となりました。

その一方で、地域振興基金等の活用により市の活性化を図ることとし、財政危機“突破”と市の活性化の両立を図る当初予算としたところでございます。

次に、「令和4年度当初予算編成後における本市の財政見通し」について申し上げます。

ただ今説明いたしました令和3年度3月補正、及び、令和4年度当初予算編成の結果、「財政見通し」は一定の改善が見込まれる状況となり、本市が赤字団体となる見込みも令和7年度から令和11年度へと4年間先送りできる見通しとなりました。

しかしながら、この試算結果は、歳入面では令和3年度水準の国の地方財政措置の継続を、また、歳出面では市民サービスや公共投資の水準を抑えた現状維持を前提としたものであり、「これをもって直ちにサービスや投資水準の上方修正が可能となるものではない」と考えております。

本市には、現在進行中の「新ごみ処理施設整備事業」以外にも、人口減少や少子高齢化、全国平均より多い公共施設の老朽化対策など、対応すべき課題が山積する状況でございます。

当面の危機状況は回避できる見込みではございますが、現状に甘んじることなく、その先の未来をしっかりと見据え、一日も早い財政危機の突破を目指し、取り組みを継続して参ります。

次に、「汚水処理構想」について申し上げます。

令和3年7月より進めてまいりました汚水処理構想は、3月末に取りまとめをいたします。

これは、汚水処理施設の有する特性、経済性等を総合的に勘案し、社会情勢の変化等に応じた効率的かつ適正な整備、運営管理手法を選定するもので、5年に1回の見直しを行うものでございます。

徳島県においては、平成29年度から令和8年度末までの10年間で、下水道整備進捗率95%以上を目指すこととし、各自治体の財政状況等を踏まえた、実現性のある検討を行うことが要請されております。

これを受け、吉野川市においては、今回の構想により、事業計画区域外と、事業計画区域内の未着手地区、整備困難地区等を、それぞれ全体計画区域から除外することといたしました。

除外する区域につきましては、合併処理浄化槽の設置補助を行うなどの取り組みにより、公共用水域の水質保全と生活環境の改善を推進して参ります。

なお、本市の下水道整備進捗率は、令和2年度末で51.44%でしたが、整備区域の縮小に伴い、徳島県が目指す95%をクリアすることとなります。

さらに令和4年度には、この構想を反映させた事業計画の変更を行い、これまで進めてまいりました下水道整備工事につきましても、令和7年度末をもって完了する予定となります。

次に、「市有施設へのネーミングライツの導入」について申し上げます。

新たな財源確保策の第一弾となる「吉野川市民プラザ」及び「吉野川市多目的グラウンド」のネーミングライツ・パートナー企業が、「日本フネン株式会社」様と、「株式会社ヨコタコーポレーション」様にそれぞれ決定いたしました。

令和4年4月1日からの新しい愛称は、吉野川市民プラザが「日本フネン市民プラザ」に、構成施設である吉野川市アリーナが「日本フネンアリーナ」に、吉野川市民センターが「日本フネン市民センター」に、また、吉野川市多目的グラウンドは、「ヨコタ上桜スポーツグラウンド」となります。

契約期間につきましては、両施設とも令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間とし、契約金額につきましては、吉野川市民プラザが、年額330万円、吉野川市多目的グラウンドは、年額110万円となっております。

今後は、パートナー企業と共に施設の魅力を向上し、市民の皆様が愛され親しまれる施設運営に努め、より良いサービスの提供に繋げて参りたいと考えております。

次に、「都市再生整備計画事業の進捗状況」について申し上げます。

都市再生整備計画事業につきましては、以前にもお知らせしておりましたが、駅前ロータリー及び駅東駐輪場の整備が完了、先日より供用を開始したところであり、駐車場につきましても、券売機を設置し4月から運用を開始してまいります。

これまで工事期間中におきましては、周辺住民の皆様をはじめ、鴨島駅利用者の方々にご迷惑をお掛けしましたが、ご理解とご協力をいただきましたことに対しまして、お礼申し上げます。

なお、駅前ロータリーにつきましては、すでに広報誌等で周知しておりますが、新しい通行方法となっておりますので、現地の交通標識等に従い、十分注意して安全に通行いただくようお願いいたします。

また、ポケットパークにつきましては、当初の計画では今年度中の竣工予定としておりましたが、現場において既存構造物の不具合等が判明し、その設計変更等に不測の日数を要したため、現在も施工中で、本定例会には、事業の繰越承認の提案をさせていただいているところでございます。

ご承認いただきました後には、変更手続きを行い、6月下旬の竣工に向け整備をしてまいります。市民プラザをご利用の皆様や周辺の方々には、もうしばらくの間、ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、「過疎地域の追加」について申し上げます。

昨年4月1日に施行された「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づき、本市「美郷地区」における持続的発展に資する施策を推進しているところでございますが、令和2年に行われた国勢調査の結果により、本年4月1日に新たに「山川町（全域）」が「一部過疎」として指定されることとなりました。

これに伴いまして、「美郷地区」に加え、「山川町」における総合的かつ計画的な持続的発展の施策を推進するため、現在本市が策定する「吉野川市過疎地域持続的発展計画」を変更する議案を、6月議会定例会に提案する予定とし、新年度に示される予定の徳島県の方針に基づき、今後は計画の変更に向けた準備を進めてまいりたいと考えております。

以下、当面の市政運営に関して申し上げます。

1点目は、「子育て・教育の満足度向上」についてであります。

「鴨島呉郷保育所の閉所」について申し上げます。

まず、認定こども園めぐみ幼稚園めぐみ保育園につきましては、「保育所等施設整備交付金及び認定こども園施設整備交付金」を活用し、令和4年度から2年間をかけて、増改築・防犯工事、大規模修繕を行うことで、令和6年度より定員の増加を図ることとしております。

一方で、同じ鴨島町内にある鴨島呉郷保育所は、築44年が経過し老朽化が進んでおり、保育所として継続するには大規模修繕や建替えが必要な状況となっております。

このような状況を踏まえ、令和2年3月に策定いたしました「吉野川市子ども・子育て支援事業計画」において、本市の子どもの数は、今後緩やかに減少すると見込まれることや、鴨島呉郷保育所を閉所した場合においても、周辺の認定こども園施設等で保育需要を満たすことができることなどから、令和5年度末（令和6年3月）をもって、鴨島呉郷保育所を閉所することといたします。

次に、「山瀬小学校屋内運動場改築工事」について申し上げます。

令和2年9月に着工いたしました「山瀬小学校屋内運動場」の、改築工事が無事完了し、いよいよ3月14日には、落成式を迎える運びとなりました。

これまでの間、工事関係者の方々のご努力や保護者や地域の皆様をはじめ、ご理解・ご協力いただきました全ての方々に深く感謝し、お礼申し上げます。

この真新しい快適な環境のもと、未来を担う子どもたちが、たくましく、健やかに成長することを切に願っております。

また、本施設は学校施設としての用途のほか、災害時における指定緊急避難場所・指定避難所となることから、小学校の屋内運動場としては、徳島県内初となる空調機能を備えており、災害時におきましても、避難者の方が安心して避難生活を送ることができる施設にもなっております。

なお、令和4年度に駐車場等の外構整備工事を行うことにより、山瀬小学校屋内運動場改築事業の工事はすべて完了となります。

次に、「子宮頸がんワクチン接種事業」について申し上げます。

平成25年4月に定期接種となった子宮頸がんワクチンは、接種後に様々な副反応が報告されたことにより、対象者に適切な情報提供ができるまでの間、定期接種の積極的な勧奨が差し控えられてきましたが、子宮頸がんワクチンの安全性に特段の懸念が認められないことが、最新の知見を踏まえ確認され、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ると認められたため、昨年11月に国より、子宮頸がんワクチンの個別勧奨を行うよう通知がありました。

本市においても、対象者への周知と医療機関との連携をとりながら円滑な接種ができるよう推進し、がんの中でも唯一予防可能とされる子宮頸がんの発生予防を目指してまいります。

次に、「学校施設におけるインターネット環境改善事業」について申し上げます。

本市におきましては、これまでも児童・生徒への「1人1台端末」の整備や、魅力的な学校づくりに向け、教育ICT環境の整備に向け、鋭意取り組んでまいりました。

現在のコロナ禍の状況の中、児童生徒に感染が確認され、長期にわたり学校の臨時休業や分散登校といった措置が講じられた場合を想定し、児童生徒の学びを止めない手立てを事前に講じることは、必要不可欠なことであると考えております。

そのため、1人1台端末を使った、各ご家庭と学校を結び実施する「同時双方向型のオンライン学習」等において、さらに快適なICT環境を実現するために、現在の市内各小中学校におけるインターネット回線の増強を図ってまいります。

2点目は、「暮らし・福祉の満足度向上」についてであります。

「吉野川市高齢者等外出支援タクシー料金助成事業」について申し上げます。

昨年度実施いたしました、地域公共交通に関するアンケートでは、タクシー等の小型車両を利用した支援制度のニーズが高い結果となったことを踏まえ、交通弱者の方々の外出支援に繋げられるタクシー料金の助成を実施することといたしました。

対象となる方は、基本的には高齢者等で移動手段をお持ちでない方で、申請いただいた方に対してタクシーご利用時にお使いいただける助成券をお渡しし、タクシー料金の負担軽減を行うものでございます。

なお、本事業は今後当面の間、試行的に実施をするもので、その間得られた利用者の方の外出傾向等のデータやご意見を蓄積・活用することで、交通弱者の方にとって使いやすく、生活の質の向上につながるようなサービスの提供を継続的に行うための、より良い移動支援施策に繋げて参りたいと考えております。

また、地域交通の一端を担っておられる市内タクシー事業者の皆様におかれましては、コロナ禍の影響を受けながらも事業継続に懸命に取り組まれていることと存じますが、本事業がその一助になればと考えておりますので、事業実施にあたりましては、ご理解・ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

令和4年度のできるだけ早い段階で受付を開始できるよう、今後準備を進めてまいりますので、対象となる市民の皆様には積極的にご利用いただければと考えております。

次に、「住民税非課税世帯等臨時特別給付金」について申し上げます。

本給付金は、国のコロナ克服・新時代開拓のための経済対策として、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、さまざまな困難に直面している住民税非課税世帯等の方々に対し、速やかに生活や暮らしへの支援を行うため、臨時的な措置として給付金を支給するものです。

具体的には、一世帯あたり一律10万円の臨時特別給付金を支給するもので、この給付金の支給対象世帯は、世帯全員の令和3年度分の住民税が非課税であるとともに、世帯全員について住民税が課税されている者の被扶養者でない世帯です。

対象世帯は、約5,700世帯を見込んでおり、2月24日より支給を開始しております。

また、令和3年度分の住民税が課税されている世帯であっても、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入減少により住民税非課税相当と見なされる世帯につきましても、支給の対象となりますので、申請いただくことで随時支給してまいります。

なお、支給にあたっては、支給対象世帯の方々にも一日でも早く給付金をお届けできるよう、取り組んでまいります。

次に、「福祉灯油購入助成事業」について申し上げます。

本事業は、原油価格の急激な高騰が市民への著しい影響を及ぼしていることを受け、令和3年度限りの緊急対策として、令和3年度分の住民税が非課税である世帯に対し、1世帯当たり2千円を上限に灯油購入費の一部を助成することにより、その家計負担を軽減し、生活の安定と福祉の増進を図ることを目的に実施するものです。

すでに対象となる世帯へは個人案内を発送し、市役所・支所で申請の受付を開始しており、対象世帯は約5,700世帯を見込んでいます。

次に、「緊急通報装置貸与事業における対象者の要件緩和」について申し上げます。

緊急通報装置貸与事業は、慢性的な疾病等により、常時見守りを必要とする65歳以上のひとり暮らしの高齢者及び重度身体障がい者を対象に、緊急通報装置を貸与することで、急病や災害等に迅速かつ適切な対応を図り、安心・安全を提供できるよう体制を整備しているところでございます。

高齢者人口は年々増加傾向にあることから、ひとり暮らしの高齢者も増加することが予想されます。

そうしたなか、75歳を超えると要介護認定率、受療率ともに上昇することから、対象者の要件を緩和し、慢性的な疾病等がなくても、75歳以上のひとり暮らし高齢者であれば、令和4年度より緊急通報装置の貸与ができることといたします。

今後においても、緊急通報装置貸与事業を実施することにより、見守り体制を維持するとともに、住みなれた地域でいつまでも元気で安心して暮らせるよう福祉の向上に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、「保育士等処遇改善臨時特例交付金事業」について申し上げます。

国の令和3年度補正予算において、「令和3年度保育士等処遇改善臨時特例交付金事業」の実施が決定され、本年2月から事業が開始されることになりました。

この事業は、保育士、保育教諭や放課後児童支援員等を対象に、賃上げ効果が継続される取り組みを行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）を引き上げた保育施設等に対してその費用を補助するものでございます。

本市においても、国の保育士等処遇改善臨時特例交付金事業を活用し、私立保育所等や放課後児童クラブへの補助を行うことにより、そこで働く保育士等の処遇改善に取り組んでまいります。

次に、「吉野川市・市民提案型まちづくり推進事業」について申し上げます。

現在、本市だけでなく多くの地方自治体で、人口減少や少子高齢化、環境問題など様々な地域課題が山積しており、加えて、新型コロナウイルスの影響による人と人との繋がりの希薄化など新たな問題も出てきています。

このような中で、自治体だけでは対応が困難な様々な地域課題を、市民の皆様と行政が連携して解決すべく、「吉野川市市民提案型まちづくり推進事業」を令和4年度から実施することといたしました。

本事業は、市民団体等が主体となり、市民目線の柔軟な発想で、様々な地域課題解決のためのプロジェクト・事業を提案していただき、審査・選考のうえ、採択された事業の立ち上げに対して、市が支援を行うものでございます。

事業立ち上げ後、継続的に事業を実施していただくことにより、吉野川市が世代を越え、将来にわたって安心して暮らせるまちとなるように、市民の皆様と市が一体となって、よりよいまちづくりを行っていくことを目的としております。

令和4年度の早い段階で、提案事業の募集を行えるよう準備を進めて参りますので、多くの提案をお待ちしております。

3点目は、「移住定住・にぎわい創出の魅力度向上」についてであります。

「はばたけ!! 若者応援プロジェクト事業」について申し上げます。

本事業は、斬新で豊かな発想を持つ若者が本市の魅力あるまちづくり・にぎわい創出のために実施する事業に対して応援をするものでございます。

若者を中心として構成される団体や、意欲ある若者個人が提案する事業を募集し、採択された事業に対し、「ガバメント・クラウド・ファンディング」を活用して応援をする、具体的には、ふるさと納税の仕組みを使ってインターネット上で令和4年度に寄附金を募り、令和5年度に事業を実施していただくものでございます。

令和3年度にも、同様の「若者提案応援事業」を募集しましたが、応募がございませんでしたので、今回は個人からも応募が出来るようにするなど要件を緩和して、より多くの方から提案していただけるような制度設計といたしました。

本事業により、次の世代のまちづくりを担うリーダーの育成や若者同士の交流による、まちづくりコミュニティの活性化を図るとともに、若者の意見を反映した施策を実施することで、本市の地域活性化につなげて参りたいと考えております。

次に、「F C 徳島の今シーズンの展望」について申し上げます。

四国サッカーリーグに所属するF C 徳島につきまして、本年よりクラブ拠点を本市に移転し、四国サッカーリーグの今シーズンの開幕に向け、今月から上桜スポーツグラウンドで本格的に練習を開始しております。

安定した練習機会の確保と所属選手の勤務時間等を考慮し、毎週火曜日から土曜日までの早朝に練習しており、上桜スポーツグラウンド周辺の市民の皆様には、ご迷惑をお掛けすることとなりますが、どうかご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

F C 徳島の今シーズンの展望についてでございますが、過去3年連続での全国地域チャンピオンズリーグへの参戦、去年はクラブ史上初となる全国地域チャンピオンズリーグの決勝ラウンド進出など、アマチュアの最高峰のリーグであるJFL昇格に向け、チームは着実に前進しております。

今シーズンもユニフォームに吉野川市の「名称」と「市章」を掲げ、闘う予定でございますので、市を挙げて盛り上げていくためにも、市民の皆様方のご声援を、どうかよろしくようお願い申し上げます。

4点目は、「成長する産業づくりの拡大」についてであります。

「地場産品消費拡大事業」について申し上げます。

本事業は、市内事業者が生産、製造する地場産品の食品・食材を市が購入し、小・中学校、認定こども園等に通う子どもたちへの給食やおやつに提供する事業でございます。

コロナ禍における市内の地場製品の消費拡大を通じて、地域経済の活性化を図るとともに、子どもたちには地場製品の良さを知っていただき、郷土愛の一層の醸成を図ることを目的としており、令和4年度の早い段階からスタート出来るよう準備を進めて参ります。

5点目は、「安心・安全なまちづくりの拡大」についてであります。

「ため池監視システム導入事業」について申し上げます。

昨年度、国が方針を示した「流域治水プロジェクト」に積極的に参画している本市といたしましては、取り組みの一環として、飯尾川上流域における常態的な内水氾濫を軽減するために、上流部に位置する既存農業用ため池7箇所を活用した洪水調節対策を実施しております。

非利水時期にため池の水位を下げる「事前放流」、台風等の接近により大雨が予想される場合に水位を最大限まで下げる「直前放流」を効率的に組み合わせることにより、相当量の雨水を一時的にため池に貯留することで、浸水被害の軽減や避難時間確保等の効果が期待できるところであります。

今回、主要なため池4箇所に「監視カメラ及び水位計」を設置することにより、リアルタイムで市とため池管理者の双方で水位状況を把握することができ、悪天候下においても的確かつ迅速な対応が可能となるため、最も効果的な放流に繋がり、地域の安心・安全な生活基盤向上が図られるものと考えております。

次に、「大規模災害に備えた協定の締結」について申し上げます。

本市では、大規模災害に備え、民間事業者などと各種協定を順次締結しており、令和3年度は、情報発信、避難場所および施設利用、電源および建設機械の供給などについて、「ヤフー株式会社」様、「独立行政法人国立病院機構徳島病院」様、「阿波商事有限会社」様、「ネットヨタ徳島株式会社」様、「徳島県クレーン協同組合」様、「松村重機建設株式会社」様の5社1組合と、また、災害で発生した廃棄物を迅速に処理するため、「徳島県産業資源循環協会」様、「ジェムカ株式会社」様と、それぞれ協定を締結いたしました。

今後も引き続き、民間事業者などと大規模災害に備え様々な協定を積極的に締結し、市民の皆様の安全、安心に繋げてまいりたいと考えております。

6点目は、「持続可能な地域づくりと市役所の変革」についてであります。

「新ごみ処理施設整備事業」について、申し上げます。

「新ごみ処理施設整備事業」につきましては、令和7年7月の完成を目指し、現在準備を進めており、事業方式をDBO（ディービーオー）と呼ばれる設計・施工、及び本市では、15年8ヵ月間の運営に係る業務を事業者が一括して行う方式を採用し、先般、当該事業の受託者を定めるべく入札公告を行ったところでございます。

事業者の選定にあたりましては、入札価格のほか、事業者からの提案内容等を併せて総合的に評価をする「総合評価一般競争入札」を採用し、事業者に効率的かつ効果的なサービスの提供を求めることを目指しております。

今後は、学識経験者を含む「新ごみ処理施設整備検討委員会」において審査を行い、本年7月頃に落札者を決定し、建築設備・プラント設備など、施設の詳細な設計を行うこととしております。

また、来年度からは施設の建設地、約2.4ha（ヘクタール）の造成工事も予定しており、当該施設の整備に向けて、本格的に事業を進めていく予定でございます。

工事が始まりますと、地元を中心に大型車両などの工事関係車両が通行することとなりますので、安全対策には万全を期してまいりたいと考えております。

現在、工事開始前の安全対策として、周辺道路にカラー舗装、注意表示などの施工を始めておりますが、関係機関とも協議の上、引き続き必要な整備、交通安全対策を進めてまいりますので、周辺にお住まいの皆様にはご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、「生活困窮者自立支援事業の委託」について申し上げます。

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対して、個々の状況に応じた支援を行い、自立の促進を図ることを目的に、平成27年度から生活困窮者自立支援事業を市が直接行ってまいりました。

しかしながら、生活困窮者が抱える諸問題等が年々複雑化していることや、国からは、令和4年度までに全ての福祉事務所において、複合的な課題により、就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対して、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成などを支援する就労準備支援事業を開始しなければならないなど、生活困窮者に対して、様々な支援を包括的かつ計画的に行い、自立支援策の強化を図ることが求められています。

このため、令和4年度から生活困窮者自立支援事業を、地域福祉の中核的機関を担う市社会福祉協議会に委託することで、生活困窮者自立支援事業の充実を図り、相談者に寄り添いながら自立した生活に向けた支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、「押印の廃止」について申し上げます。

吉野川市では、国における書面主義・押印原則・対面主義に係る規制の見直しの動きを受け、昨年10月に策定した「吉野川市押印見直しの方針」に基づき、本市の行政手続及び内部手続における押印を求める手続について、押印の必要性を再検討し、廃止に向けた検討を行ってまいりました。

国や県の見直しにより押印廃止または押印が任意なとなった手続につきましては、本市窓口において、すでに、それに倣うかたちで押印を求めない対応を実施していたところですが、本年4月1日からは、本市の条例等により押印を求めている手続を含め、全体の8割にあたる約1,800件において、押印の義務付けを廃止することといたしました。

これにより、事務の効率化のみならず、市民や事業者の皆様の負担軽減と利便性の向上が図られることになるものと考えております。

なお、今回の見直しにおいて、押印を存続することとした手続についても、今後の国や県の動向を踏まえて、継続的に見直しに向け、取り組んでまいります。

次に、「R P Aの導入」について申し上げます。

国においては「A IやR P Aなどのデジタル技術は、持続可能な行政サービスを提供し続けていくために今後積極的に活用すべきものである」とされており、近年のI C T化の発展に伴い、パソコンを用いて、あらかじめ作成されたデータを他のアプリケーションに繰り返し入力するといった単純作業をソフトウェアにより自動化し、作業時間の削減を図るR P Aの導入の取り組みが進められております。

本市におきましても、令和2年度から総務省の地域情報化アドバイザーの助言をいただきながら対象業務の調査・洗い出しを実施したところ37業務につきまして業務時間を削減できることが見込まれたことから、大幅に削減が見込まれる業務からR P Aを運用し業務の省力化や効率化、及びデータの正確性の向上により、職員が市民サービスの向上にさらに注力できるよう職員の働き方改革を進めていきたいと考えております。

次に、「指定管理者制度の見直し」について申し上げます。

財政危機の早期打開に向け、行財政改革の取組みの一つとして、今年度、指定管理期間が満了する6施設について、管理運営の状況や今後の施設のあり方等から総合的に判断し、来年度から公園施設3施設（江川・鴨島公園、上桜公園及び上桜森林公園）また吉野川市アメニティセンターを「直営」での管理運営に変更することといたしました。

来年度においても、指定管理期間が満了する7施設について、市民サービスの向上を第一に考え、公の施設が担うべき役割を十分に発揮できるよう、単に行政運営の簡素化や経費削減だけで制度導入を判断するのではなく、管理運営の状況や今後の施設のあり方等から、指定管理者制度の更新又は直営への管理運営の変更を判断してまいりたいと考えております。

次に、今定例会に提出いたしております案件につきまして、主なものの概要をご説明申し上げます。

令和4年3月定例会に提出を予定しております案件について、お手元の一覧表に沿って、ご説明いたします。

報第1号から報第5号までは専決処分の報告でございます。

●報第1号「令和3年度吉野川市一般会計補正予算（第11号）」につきましては、

・国の経済対策として実施される住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業に要する費用として、8億2,093万9千円

・原油価格の高騰の影響を鑑み、生活困窮世帯に対し、灯油購入費の一部を助成する福祉灯油購入費助成事業に要する費用として1,400万円

の合計8億3,493万9千円を追加することについて専決処分いたしましたので、議会に報告し、承認をお願いするものです。

●報第2号及び報第3号につきましては、市有車両が関係する交通事故に関する専決処分の報告です。

事故の概要等につきましては、議案書の専決処分書をご高覧ください。

●報第4号及び報第5号につきましては、市営住宅に係る訴えの提起についての専決処分の報告です。

悪質な家賃滞納者に対する市営住宅の明渡し並びに当該滞納者及び連帯保証人に対する滞納家賃の請求に関し、訴えを提起することについて専決処分したものです。

次に、議第1号から議第16号までは「条例関係議案」でございます。

まず、

●議第1号「吉野川市社会福祉法人に対する助成に関する条例制定について」は、社会福祉法の規定に基づき、社会福祉法人に対する補助金の支出等に関する手続について条例で定めるものです。

次に、

●議第2号「行政手続等における押印等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例制定について」は、本市の行政手続等における書面規制、押印、対面規制の見直しに伴い、押印等を不要とするものについて関係条例における規定の整備を行うものです。

次に、

●議第3号「吉野川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、国家公務員に係る「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」と同様、本市の非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和などについて所要の改正を行うものです。

次に、

●議第4号「吉野川市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」から、議第6号「吉野川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」までにつきましては、

国の「特別職の職員の給与に関する法律」の一部改正の内容や徳島県人事委員会勧告等に鑑み、期末手当の支給月額の改定等の所要の改正を行うものです。

なお、本来は令和3年12月の期末手当から適用される予定であったことから、令和4年6月に支給される期末手当の額は、その減額分相当額を減じた額となる旨の特例措置を規定しております。

●議第7号「吉野川市印鑑登録条例及び吉野川市手数料条例の一部を改正する条例制定について」は、各種証明書等のコンビニ交付を開始したことに伴い、老朽化した自動交付機を今年度末をもって廃止することとしたため、所要の改正を行うものです。

●議第8号「吉野川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について」は、地方税法等の法令改正に伴い、未就学児が属する世帯の被保険者均等割額の減額等について所要の改正を行うものです。

●議第9号「吉野川市学校施設管理条例の一部を改正する条例制定について」は、改築が完了した山瀬小学校体育館を利用する際に冷暖房を使用した場合の使用料について規定の整備を行うものです。

●議第10号「吉野川市公民館条例の一部を改正する条例制定について」及び議第11号「吉野川市アメニティセンター条例の一部を改正する条例制定について」は、

令和4年度からアメニティセンターを直営とすることに伴い、山川公民館と一体的に管理を行うことから、休館日を揃えるための改正及びアメニティセンターのホールの使用料について鴨島公民館と運用を揃えるための所要の改正を行うものです。

●議第12号「吉野川市児童館条例の一部を改正する条例制定について」は、以前から休止中の近久児童館を廃止するため、所要の改正を行うものです。

●議第13号「吉野川市児童ふれあいサロン条例を廃止する条例制定について」は、児童の減少等により、近年において利用がなく、今後においても利用が見込めないことから、当該施設を廃止するものです。

●議第14号「吉野川市長寿祝金支給条例の一部を改正する条例制定について」は、支給要件の対象年齢を見直したことに伴い、所要の改正を行うものです。

●議第15号「吉野川市環境保全条例の一部を改正する条例制定について」は、附則における引用条項について所要の改正を行うものです。

●議第16号「吉野川市民プラザ条例の一部を改正する条例制定について」は、吉野川市民プラザの隣接地において整備中の「吉野川市ポケットパーク」について必要な事項を追加するものです。

次に、
議第17号から議第22号までは、「令和3年度補正予算案」でございます。

まず、

●議第17号「令和3年度吉野川市一般会計補正予算（第12号）について」は、

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、

・市有施設等の感染防止対策を行う「公共空間安全安心確保事業」
として、4,726万5千円

・学校のネットワーク環境の改善等を行う「教育環境充実・学習支援事業」として、120万2千円

・プレミアム付商品券の発行等を行う「地域経済活性化対策事業」
2億円

・行政のデジタル化に係るシステム改修等を行う「行政IT化・情報発信強化事業」として、1,677万7千円

などに加え、市債の繰上償還に係る費用、基金への積立金その他事業実績に伴う不用額の減額・財源調整など

合わせて、10億6,258万1千円を追加し、

補正後の予算総額を、225億8,465万5千円とするものです。

次に、

●議第18号「令和3年度吉野川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」は、

前年度繰越金等を財政調整基金へ積み立てることから、9,232万2千円を追加するものです。

次に、

●議第19号「令和3年度吉野川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」は、

後期高齢者医療広域連合に対する納付金の調整などにより、477万7千円を減額するものです。

次に、

●議第20号「令和3年度吉野川市介護保険特別会計補正予算（第2号）について」は、

保険給付費等の調整などにより、

1,420万5千円を追加するものです。

次に、

●議第21号「令和3年度吉野川市水道事業会計補正予算（第1号）について」は、

令和3年度の決算見込により消費税及び地方消費税を納付する必要があることから、

収益的支出に1,000万円を追加するものです。

次に、

●議第22号「令和3年度吉野川市下水道事業会計補正予算（第2号）について」は、

国庫補助金を受けて実施する事業の組替補正を行うとともに、令和3年度の決算見込により消費税及び地方消費税を納付する必要があることから、

収益的支出から645万5千円を減額し、

資本的支出に996万1千円を追加するものです。

次に、

議第23号から議第28号までは、「令和4年度当初予算案」でございます。

まず、

●議第23号「令和4年度吉野川市一般会計予算について」は、

予算額 190億6,900万円で、

前年度比2億9,230万円（1.5%）の減となっています。

主な内容としましては、新規拡大事業として、

- ・民間保育所等施設整備事業（163,706千円）
- ・地方税統一QRコード導入事業（20,135千円）
- ・高齢者等外出支援タクシー料金助成事業（12,000千円）
- ・市民提案型まちづくり推進事業（2,600千円）
- ・はばたけ！若者応援プロジェクト事業（681千円）
- ・ため池監視システム導入事業（6,500千円） など

また、継続事業として、

- ・ちびっこプラザ子育て支援センター運営事業（26,731千円）
- ・インターハイ開催事業（9,128千円）
- ・新ごみ処理施設整備・運営事業（89,807千円） など

に係る経費を計上しております。

次に、

●議第24号「令和4年度吉野川市国民健康保険特別会計予算について」は、

保険給付費、特定健康診査等事業費など、

46億4,588万9千円を計上しております。

次に、

●議第25号「令和4年度吉野川市後期高齢者医療特別会計予算について」は、

広域連合納付金など、

7億2,497万7千円を計上しております。

次に、

●議第26号「令和4年度吉野川市介護保険特別会計予算について」は、

保険給付費、地域支援事業費など、

56億7,622万5千円を計上しております。

次に、

●議第27号「令和4年度吉野川市水道事業会計予算について」は、

安全・安心な水を供給するための経費として、

収益的支出で、6億2,350万円、

資本的支出で、5億5,302万6千円を計上しています。

次に、

●議第28号「令和4年度吉野川市下水道事業会計予算について」は、

各処理場における汚水処理に係る経費、鴨島中央処理区・川島処理区の管渠（かんきょ）整備に係る経費等として、

収益的支出で、11億3,597万8千円、

資本的支出で、12億3,529万4千円を計上しています。

次に、

●議第29号「鴨島駅前広場等の指定管理者の指定について」は、

当該施設について「鴨島町商店街連合協同組合」を指定管理者とし、

指定期間は、令和4年4月1日から3年間とするものです。

次に、

●議第30号「市道路線の認定について」は、

じょうげじままつもと
「上下島松元5号線」ほか2線の市道路線の認定を行うものです。

最後に、

● 諮第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、

1名の人権擁護委員の任期満了に伴い、後任者を推薦したいため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものです。

以上、概要を申し上げましたが、十分ご審議の上、原案どおり、ご賛同くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。